

# 地震発生時の対応について

〇〇こども園 園長 〇〇 〇〇

〇〇こども園では、風水害や大地震などが発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ●●こども園が所在する場所（〇〇地区）に 震度5強以上の地震が発生したとき

登園前	震度5強の地震の発生後に、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園となる場合があります。
保育中	震度5強以上の地震の発生した場合 園児の安全確保、確認 救助、傷病者の応急措置・医療機関への搬送 保育を継続できない場合、危険がある場合、避難所への避難 避難所での園児の引き渡し



大規模な地震が発生した場合、保護者の方がお迎えにこれないことも想定されます。園舎に被害のない場合は、保護者の方に園児を引き渡すまで、保育を行います。園舎に損傷があり、危険と判断された場合は、所定の避難施設に避難し、避難施設での引き渡しを行います。



〇〇こども園の所定の避難施設は、

〇〇公民館

# 大雪のときの対応について

## 大雪による交通障害等が発生したとき

登園前 保育中	園舎・駐車場の除雪作業や施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園、保育時間の繰り下げ、短縮となる場合があります。
------------	--

【参考】白山市雪害対策本部の設置基準

観測点の大部分で警戒積雪深を大幅に超えたとき

指定観測点	地域警戒積雪深	
白山市役所本庁（松任）	40センチ	
石川総合 土木事務所	鶴来	100センチ
	鳥越	150センチ
	白峰	250センチ

〇〇こども園

〒000-0000 白山市倉光 2-1

電話 076-000-0000

FAX 076-000-0000